

## 越前町公正入札調査委員会設置要綱

平成19年7月1日

訓令第13号

(設置)

第1条 越前町が行う建設工事等の入札の適正化を期し、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため、越前町公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、建設工事等において入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 調査に値するかどうかの判断、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応

(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、越前町建設工事等請負業者指名委員会の委員長及び委員をもって構成する。

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、監理課において行う。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。